

練馬区における戸建住宅の耐震診断・実施設計・改修助成申請に必要な書類

提出する書類	助成金交付申請の種類		
	診断 設計	耐震改修 工事	簡易補強 工事
戸建住宅耐震改修工事等助成金交付申請書（第 1 号様式）	○	○	/
木造戸建住宅簡易補強工事助成金交付申請書（第 3 号様式）	/	/	○
建築物調査結果報告書 区で行っている無料の簡易耐震診断を受けている方は、その報告書の写しを添付。受けていない方は、新たに作成して下さい。（様式はダウンロード出来ます。 http://www.city.nerima.tokyo.jp/curashi/sumai/takuchi/taishin/yoko.files/cyosahoukokusyo.pdf ）	○	○※1	○
昭和 56 年 5 月以前に建築されたことを確認できる書類 例えば、登記簿謄本、固定資産税課税明細書、建築確認済証、検査済証など	○ (木造)	○※1 (木造)	○ (木造)
昭和 56 年 5 月以前に建築確認を取得したことを確認できる書類 例えば、建築確認済証、検査済証、台帳記載事項証明書	○ (非木造)	○※1 (非木造)	/
住民税等を滞納していないことを確認できる書類 <u>練馬区に納付している場合は不要です。</u> 練馬区以外に納付している場合は、納税証明書（最新のもの）などを添付して下さい。	○	○	○
助成対象となる住宅の所有者を確認できる書類 例えば、登記簿謄本、固定資産税課税明細書など	○	○※1	○
耐震診断および実施設計費用の見積書	○	/	/
耐震改修工事・簡易補強工事費用の見積書	/	○※2	○
戸建住宅耐震計画評定結果報告書の写し	/	○※3	/
木造戸建住宅耐震計画評定結果報告書の写し	/	/	○
その他区長が必要と認めた書類	下記による		
共有者がいる場合 共有者がわかる書類の他に、共有者の同意書など（共有者が同居かつ親族の場合は住民票）	○	○※1	○
相続などで所有権が移転していない場合 遺産分割協議書など	○	○※1	○
耐震改修工事で助成限度額 120 万円を選択した場合 世帯全員の所得金額がわかるもの、住民票など	/	○	/
敷地が啓開 34 路線に接し、高さが基準を超えている場合、そのことが確認できる書類	/	○	/
その他（状況による）	○	○	○

※1 耐震診断・実施設計助成金交付申請時に区へ提出済であれば不要

※2 除却工事の助成金申請の場合は、当該住宅の除却工事費用の見積書を添付

※3 除却工事の助成金申請の場合は、「建築確認済証」の写しを添付

【お問合せ先】 練馬区環境まちづくり事業本部都市整備部建築課建築安全係
 直通電話 03-5984-1938
 FAX 03-5984-1225